



# 東大阪市街路樹維持管理方針(案)



令和8年1月  
東大阪市

# 目 次

## 1. はじめに

1. 1 本方針の位置づけ	2
1. 2 対象路線	3
1. 3 街路樹の機能	4

## 2. 街路樹の現状

2. 1 街路樹に関する計画	5
2. 2 街路樹の状況	9
2. 3 維持管理の状況	11
2. 4 市民意識の把握	12

## 3. 街路樹の課題

3. 1 課題整理	16
3. 2 課題の具体例	17

## 4. 基本目標と基本方針

4. 1 基本目標	27
4. 2 基本方針	28

## 5. 具体的な施策

5. 1 点検・診断	29
5. 2 再整備	32
5. 3 重要路線	36
5. 4 市民と協働の取り組み	37

## 1. はじめに

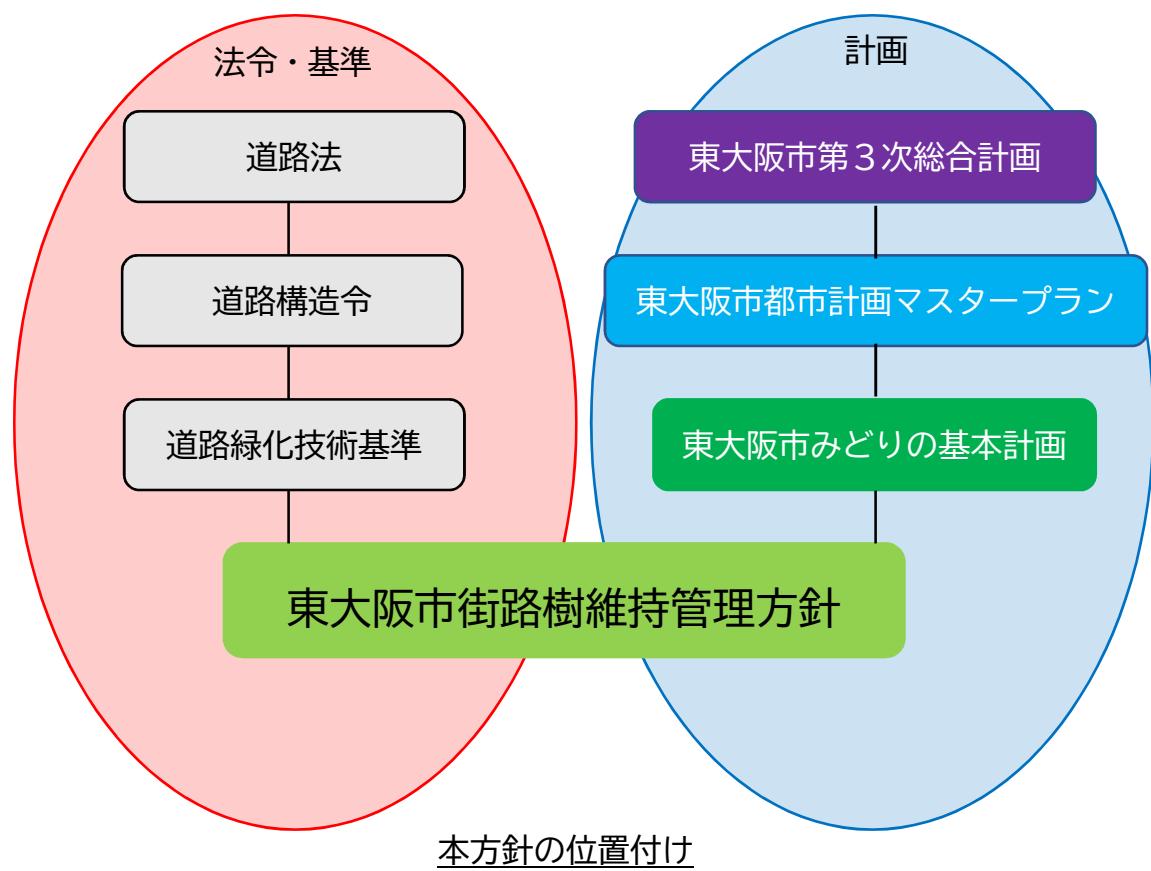
街路樹は、景観形成・環境保全・交通安全・快適性向上・火災の延焼防止対策など都市空間に様々な役割を果たし、都市魅力向上に寄与する重要な施設です。本市では、道路緑化を積極的に推進し、街路樹の植栽を行ってきた一方で、植栽後数十年経過した樹木が、老木化、大木化、過密化し、病虫害などによる樹勢の低下、腐朽の進行、倒木や枝落ち、根上がりによる通行障害など様々な問題が生じています。また、高齢化の進行や自然災害の激甚化、気候変動への対応といった社会状況や環境の変化、及び市民ニーズが多様化する中であっても、限られた予算で維持管理をおこない、街路樹が持つ多様な役割を総合的に発揮させることが求められています。

そこで、本市が管理する街路樹の現況の把握や課題の整理・分析をおこない、将来にわたってうるおいとやすらぎを感じる良好な道路空間の確保を目的として、街路樹維持管理方針を策定することとしました。

## 1. 1 本方針位置づけ

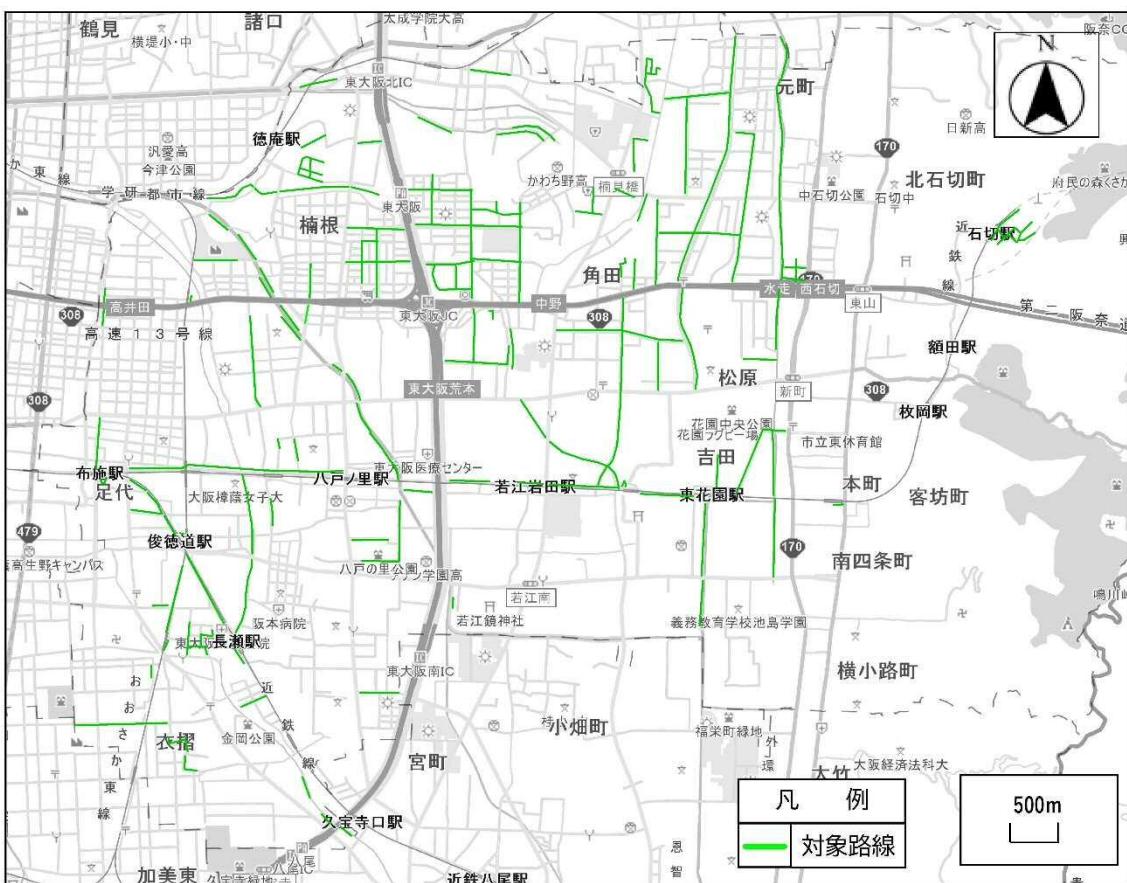
街路樹は、道路法第2条により「道路の付属物」として位置付けられており、道路法、道路構造令に従い道路空間の快適性を向上させる施設となっています。そして、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的として、道路緑化技術基準も示されています。

また、本方針の対象となる街路樹は、本市が実際に管理している樹木を対象としているため、本方針と関連する本市計画に即している必要があります。



## 1. 2 対象路線

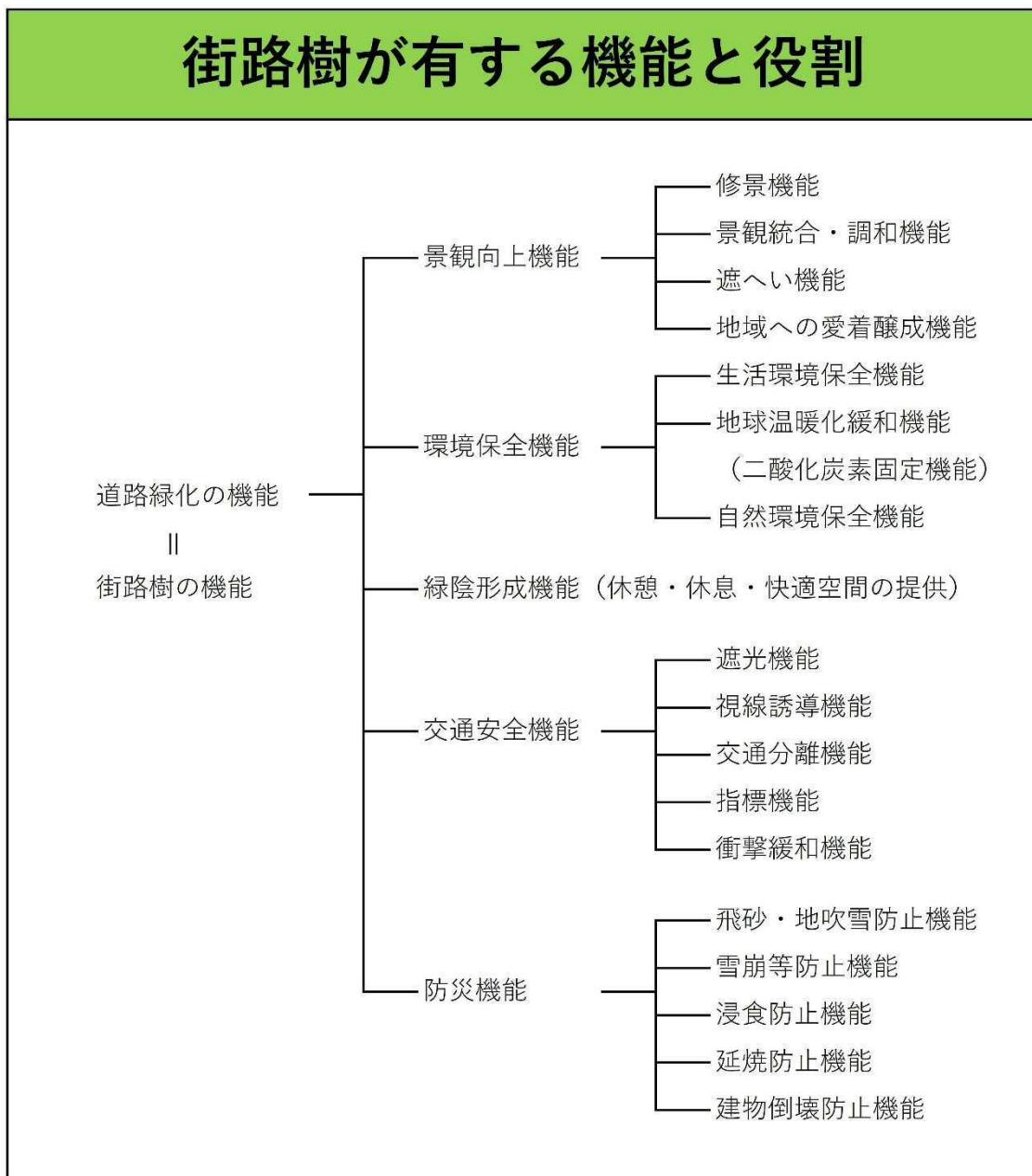
本方針の対象とする樹木は、本市が管理する道路に植樹している樹木であり、以下に示す路線となります。



## 主な対象路線

### 1. 3 街路樹の機能

街路樹の機能として、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、防災機能があり、それら機能を発揮することによりうるおいとやすらぎを感じる道路空間を形成します。



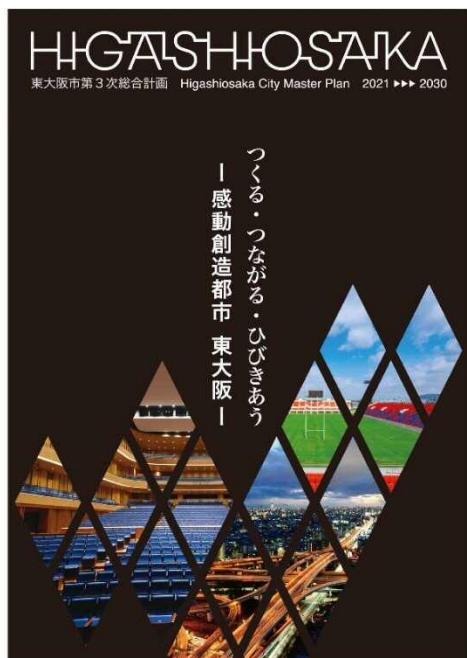
出典：道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月公益財団法人日本道路協会）

## 2. 街路樹の現況

### 2. 1 街路樹に関する計画

#### (1) 東大阪市第3次総合計画

本市は令和2年7月、本市における最上位計画である「東大阪市第3次総合計画」を策定しました。本計画では、施策No.14 「快適で魅力あふれる都市空間の創出」において、良好な景観形成、及び市街地におけるみどりの確保に取り組むとしています。



抜粋

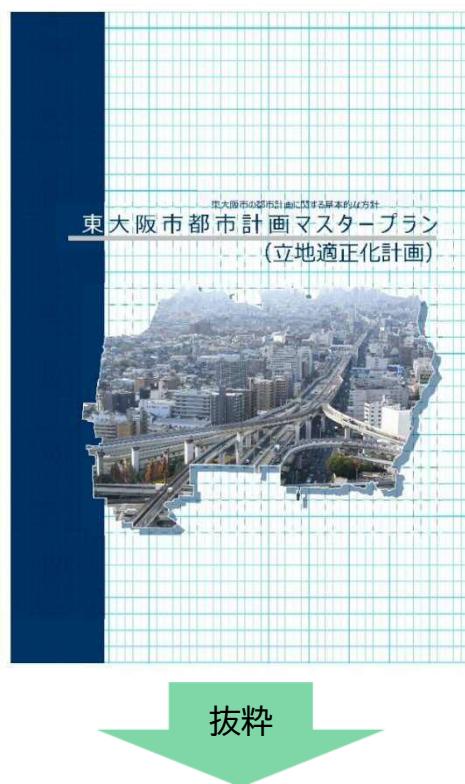
- 良好的な景観を形成し、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、市内全域を対象に、大規模建築物などにおけるルールを定めています。今後は、地域の特性に応じた景観形成を進めます。
- これまで、市内の公園整備を着実に進めてきましたが、条例で定める住民一人当たりの基準値には達していない状況です。また、緑地の減少が進んでおり、市街地におけるみどりの確保が課題となっています。今後も引き続き公園整備やみどりの確保に努めるとともに、公園の活性化、利用者の利便性向上のため、民間事業者と連携した公園管理・運営の導入を進めます。

#### 東大阪市第3次総合計画施策No.14

## （2）東大阪市都市計画マスターplan（立地適正化計画）

令和5年3月には本市の都市計画に関する基本的な方針をまとめた「東大阪市都市計画マスターplan（立地適正化計画）」を策定しました。本計画では、都市づくりの基本方針のひとつに、「水・みどり・歴史に囲まれた豊かな環境を創造し、次世代につなぐ都市づくり」を設定し、取り組む施策を以下のように示しています。

○沿道の緑化や休憩・交流施設の配置、地域資源のネットワーク化に加え、建物の壁面後退に努めるなど、うるおいとやすらぎの空間を創出することで、居心地が良く、回遊性の高い歩行者ネットワークを形成します。



- ◆緑化条例に基づき、公有地や民有地における敷地内緑化の取組を推進します。
- ◆沿道の緑化や休憩・交流施設の配置、地域資源のネットワーク化に加え、建物の壁面後退に努めるなど、うるおいとやすらぎの空間を創出することで、居心地が良く、回遊性の高い歩行者ネットワークを形成します。
- ◆都市農地が有する緑地機能・防災機能などの多面的な機能を評価し、生産緑地地区等に指定するなど計画的に保全します。
- ◆建築協定・緑地協定や地区計画・景観計画等を活用して、良好な街並みを形成し、うるおいとやすらぎのある空間の創出に努めます。

東大阪市都市計画マスターplan（立地適正化計画）  
(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000000737.html>)

### (3) 東大阪市みどりの基本計画

本市は令和3年3月、本市域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策を記載した「東大阪市みどりの基本計画」を策定しています。みどりの基本計画では以下のように街路樹に関する記載をしています。

#### ・基本方針

みどりの基本計画の基本方針は都市計画マスターplanと同様「水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します」としています。

#### ・みどりの将来像

みどりの基本計画では、本市のみどりの将来像が以下のとおり示されています。みどりの将来像では、街路樹が存在する主な道路などを回廊軸として位置づけ、生駒山のみどりを道路などにより、市街地へ身近なみどりとしてネットワーク化し、日常的に身近なみどりと触れ合う良好な都市環境の形成を目指すとしています。



みどりの将来像

- ・街路樹に関する具体的な取り組み

みどりの基本計画では施設別で具体的な取り組みを示しており、街路樹に関しては以下のとおりです。

- 街路樹の維持管理

→街路樹の剪定及び病害虫の防除等の適正な維持管理により、健全な樹木育成を図り、安全な道路環境を市民に提供する。

- 枯死した街路樹の補植

→枯死樹木については計画的に補植し、市民が快適になるよう、良好な景観を形成する。

- 街路樹の整備

→都市計画道路事業に伴い、植樹帯・街路樹を新設する。



高木の剪定



街路樹の新設

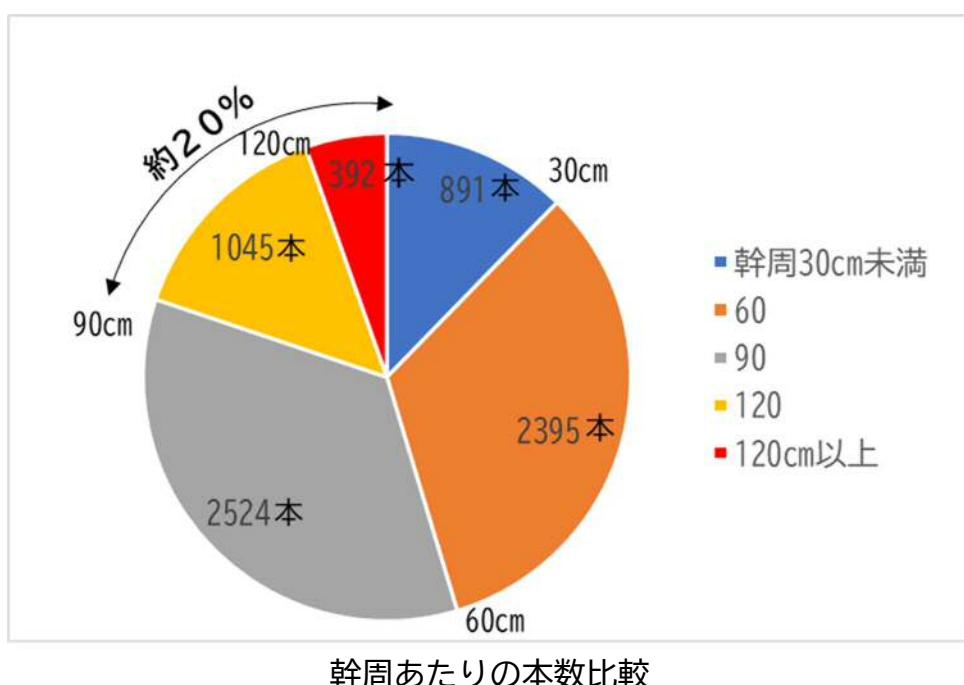
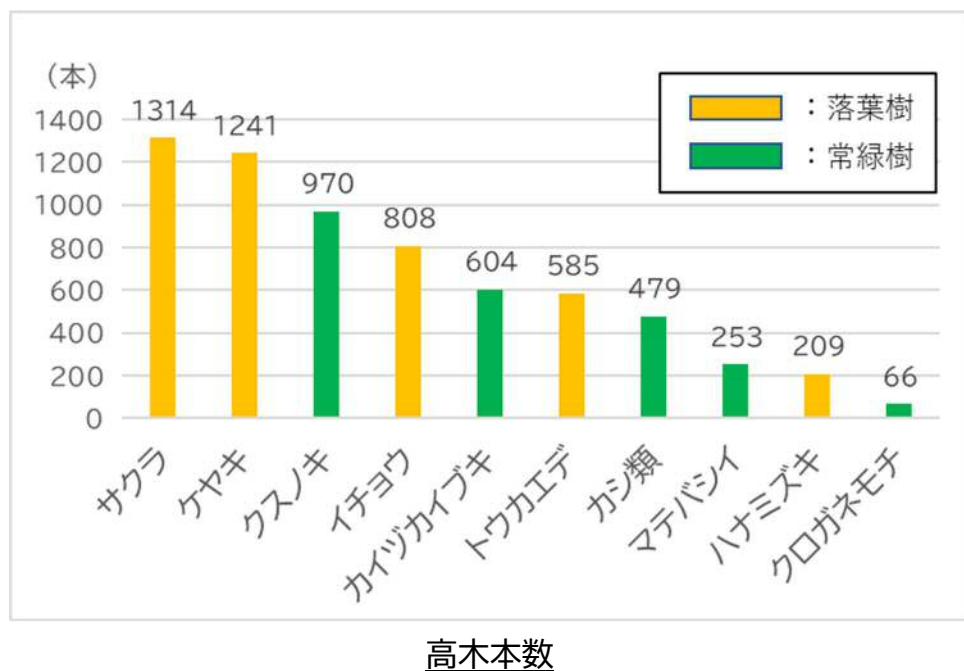
(都市計画道路高井田長堂線（令和6年9月開通）)

## 2. 2 街路樹の状況（令和6年12月時点）

### （1）高木

本市で管理する街路樹において、樹高が3m以上の高木は約7,300本あり、サクラを最も多く植樹しています。次いでケヤキが多くなっており、常緑樹では市の木であるクスノキを最も多く植樹しています。

また、幹周を比較すると、大径木とされる幹周が90cm以上となる高木は、全体の約20%を占めています。



## (2) 中低木

本市が管理する中低木はカナメモチ、サザンカ、カンツバキやボックスウッドなどを主に植樹しています。



カナメモチ



サザンカ



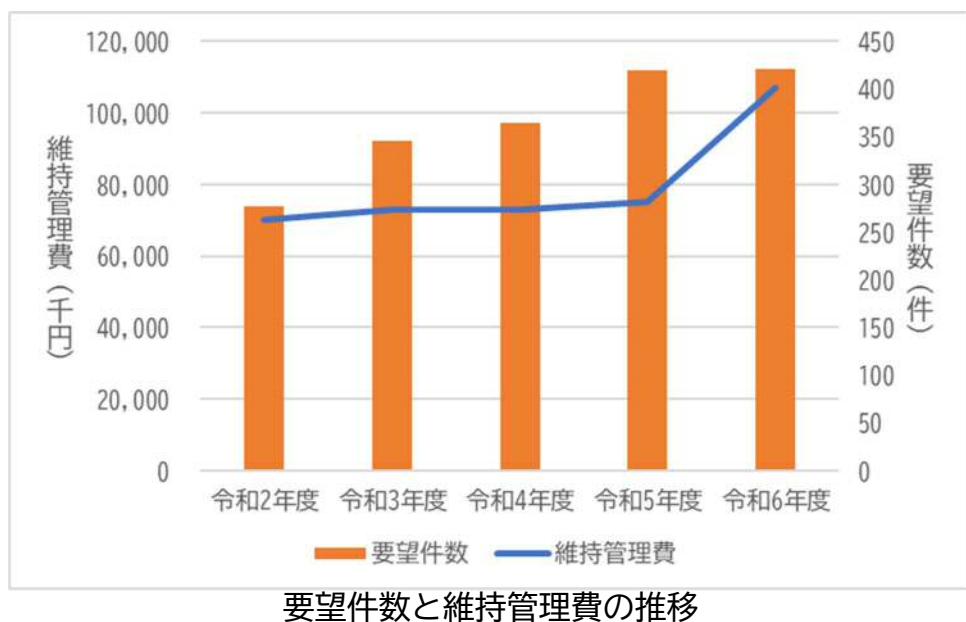
カンツバキ



ボックスウッド

## 2. 3 維持管理の状況

街路樹の剪定や植樹帯の除草といった維持管理は、計画的に実施するものほか、市民の皆様からの要望によりおこないます。過去5年間の維持管理の予算を比較すると、維持管理の予算は増加していますが、市民からの樹木や雑草に関する要望も増加しています。昨今の人件費の高騰や街路樹の大木化や老朽化が進行していくことを考慮すると、今後現在以上の維持管理費用が必要となり、街路樹を適切に管理することが困難となっていく恐れがあります。



## 2. 4 市民意識の把握

街路樹に対する市民意識や維持管理についての意見を把握するため、東大阪市LINE公式アカウントを活用し、「東大阪市の街路樹に関するアンケート」を実施しました。

### (1) アンケートの概要

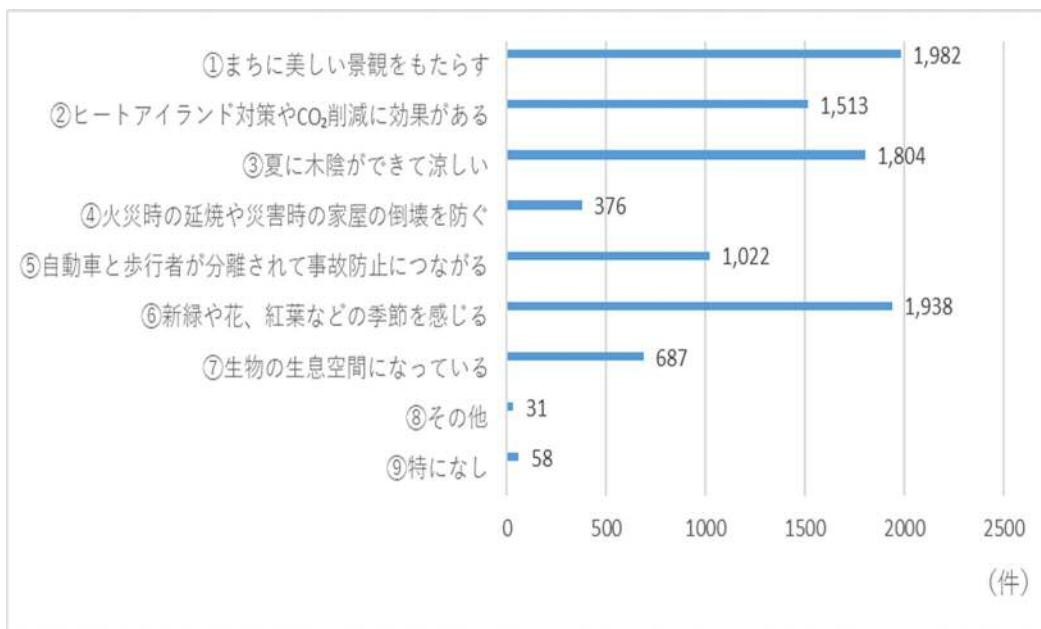
実施期間：令和7年4月7日（月）～令和7年4月14日（月）

有効回答数：2,882人

### (2) 回答結果

○街路樹について良いと思うことについて

街路樹の良いと思うことについては、「まちに美しい景観をもたらす」が最も多く、次いで「新緑や花、紅葉などの季節を感じる」、「夏に木陰ができるて涼しい」といった回答が多くなっています。

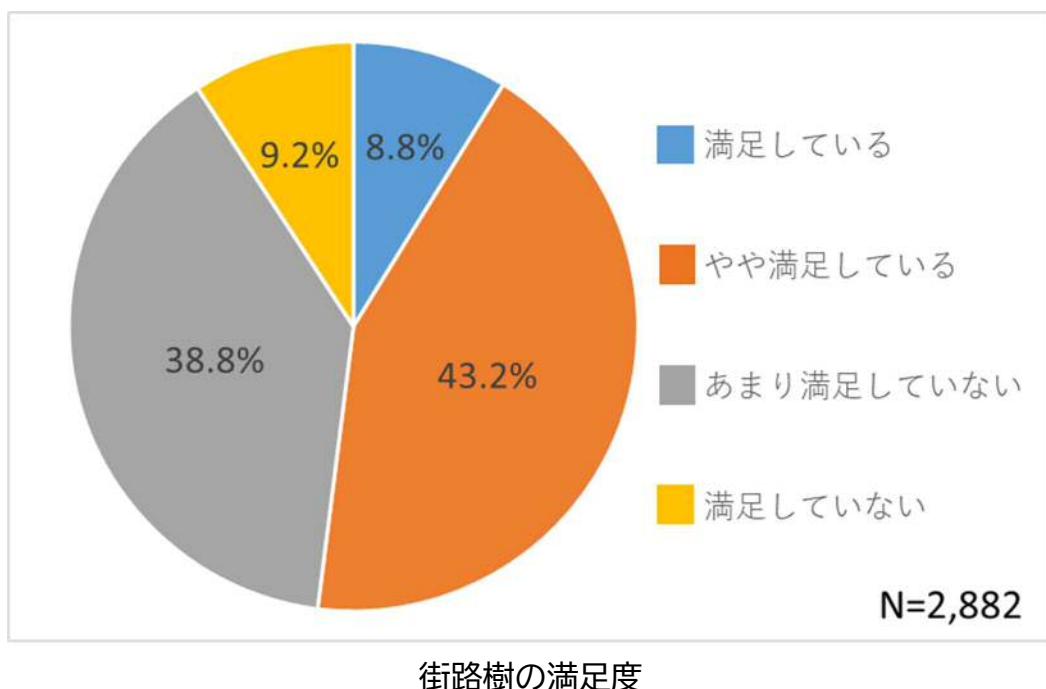


街路樹について良いと思うこと

## ○本市街路樹の満足度

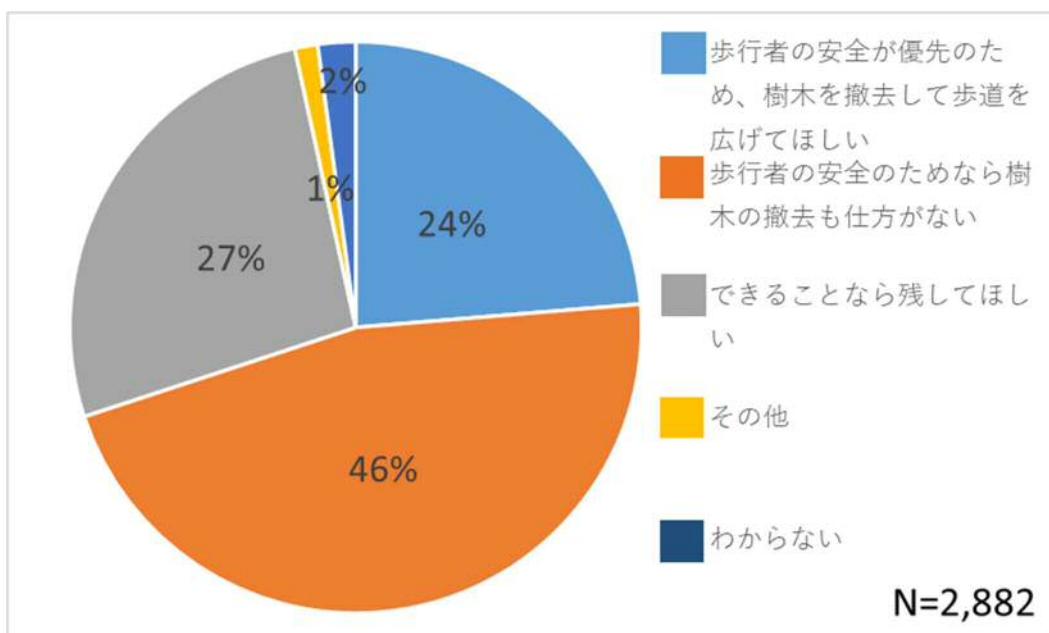
本市街路樹の満足度については、「満足している」「やや満足している」と回答した方が52%、「あまり満足していない」「満足していない」と回答した方が48%とほぼ同程度の結果となっています。この結果は、景観向上、季節感、緑陰といった良い点を認識している市民と、少なからず不満があると認識している市民の両方の意見があることを示しています。

そして「あまり満足していない」、「満足していない」と回答した方に不満に感じることを質問しましたが、「剪定が不十分」が最も多く、次いで「狭い歩道に植えられており、歩きにくい」、「木の根上がりで歩道に段差ができる歩きにくい」という回答が多い結果となっています。



○通行支障になっている樹木の撤去について

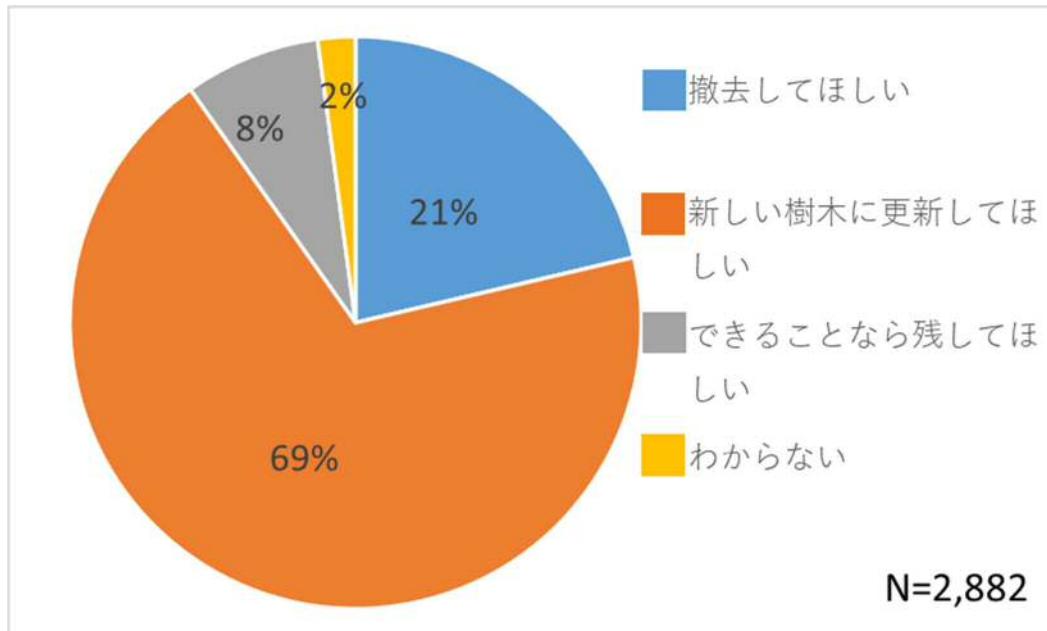
狭い歩道などに植えられ通行支障になっている樹木の撤去については、「安全のためなら撤去も仕方がない」が最も多く、次いで「安全が優先のため、樹木を撤去して歩道を広げてほしい」が多くなっており、通行上の安全を優先する意見が多くなっています。



通行支障になっている樹木の撤去

## ○大木・老木化した樹木について

大木・老木化した樹木は通行支障や倒木した際の被害が大きくなりますが、そういった樹木の撤去については「新しい樹木に更新してほしい」が最も多く、次いで「撤去してほしい」が多くなっています。



### 大木・老木した樹木の撤去

アンケートの自由回答では以下のような意見もいただきました。

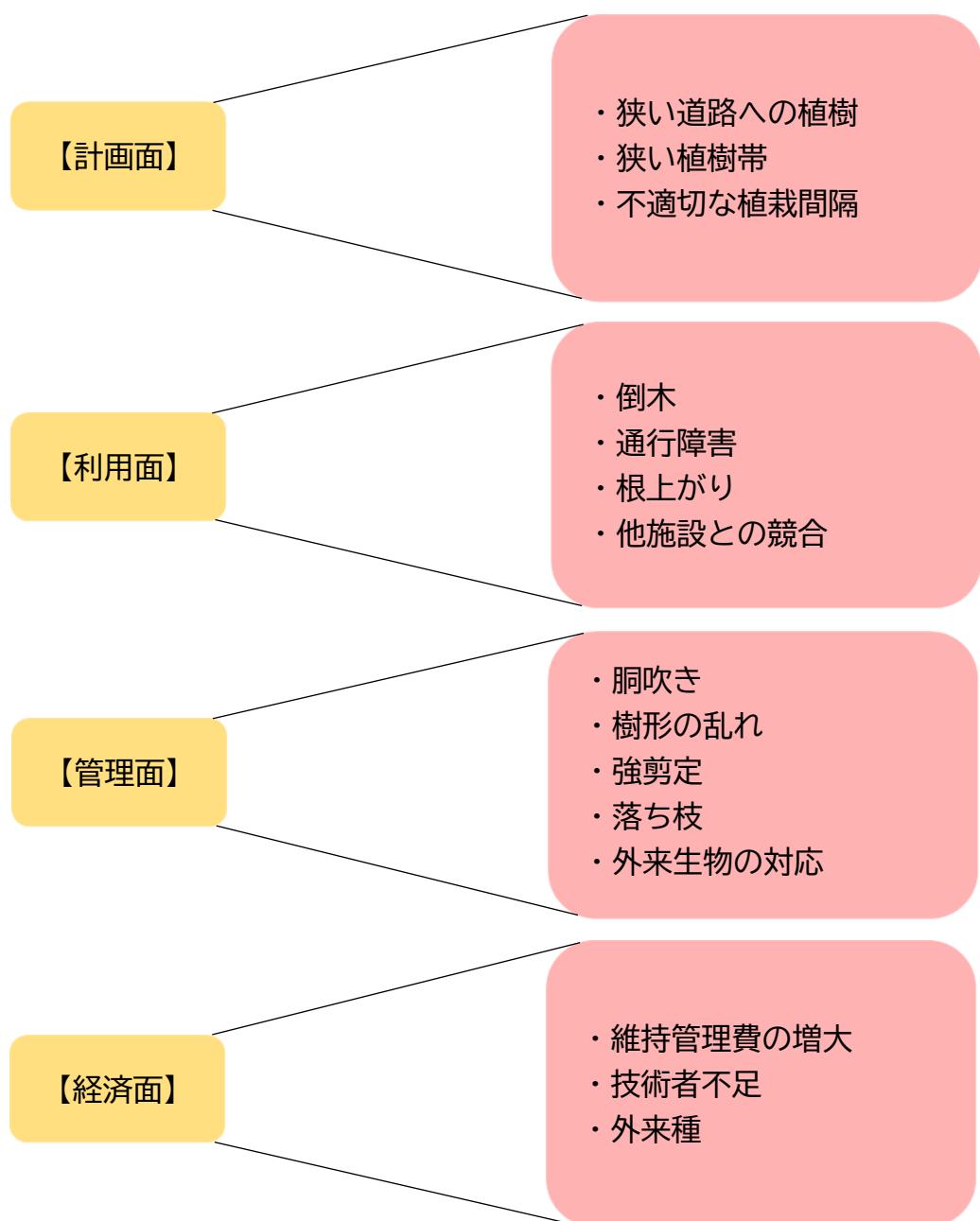
- ・クビアカツヤカミキリの対策を早急におこなってほしい。
- ・街に緑があると、それだけでホッとすると、維持管理していく上で人の手が必要となること改めて考えさせられた。
- ・幹線道路沿いの店舗から道路に出る時に歩行者が見えにくい場所があるので、できれば店舗付近の街路樹は無くして欲しい。
- ・ところどころ樹木の名札はあるのですが「これはなんの木?」と思っても分からぬ事が多いので名札を増やす、東大阪市のHPで樹木の紹介をしていただく、看板などで樹木の情報を提供いただくなどしていただけたら有り難いです。
- ・街路樹周辺の住民は、季節ごとの落ち葉などの清掃に苦慮しています。そうでない人達は、街路樹を好みますが、多少のギャップを感じます。周辺住民も景観の大切さを理解していますが、相互理解が必要だと思います。

◆本アンケートの結果において、市民にとって街路樹は良い点と不満な点、両方の意見があり、通行支障や大木化、老木化になっている街路樹については、通行上の安全を優先してほしいという結果となりました。

### 3. 街路樹の課題

#### 3. 1 課題整理

街路樹は市民にうるおいや癒しを与え、良好な景観形成に寄与する一方、街路樹が大木・老木化したり、道路空間に見合っていない樹種を植えている場合、様々な課題が発生している可能性があります。それら課題を整理すると以下のようになります。



### 3. 2 課題の具体例

街路樹の課題は以下のような事例が本市で発生しています。

#### (1) 倒木

街路樹が老木化、大木化などによる樹勢の衰え、腐朽の進行により大きな枝の落下や倒木が発生し、歩行者や車両等に影響を及ぼすことがあります。



倒木

## (2) 通行支障

成長した幹や枝が歩道や車道に伸び、歩行者や車両等の通行の支障になる場合があります。また、根元に近い部分から出ているひこばえ、幹から出ている胴吹きや植樹帯から生えている雑草なども障害となる場合があります。



通行支障



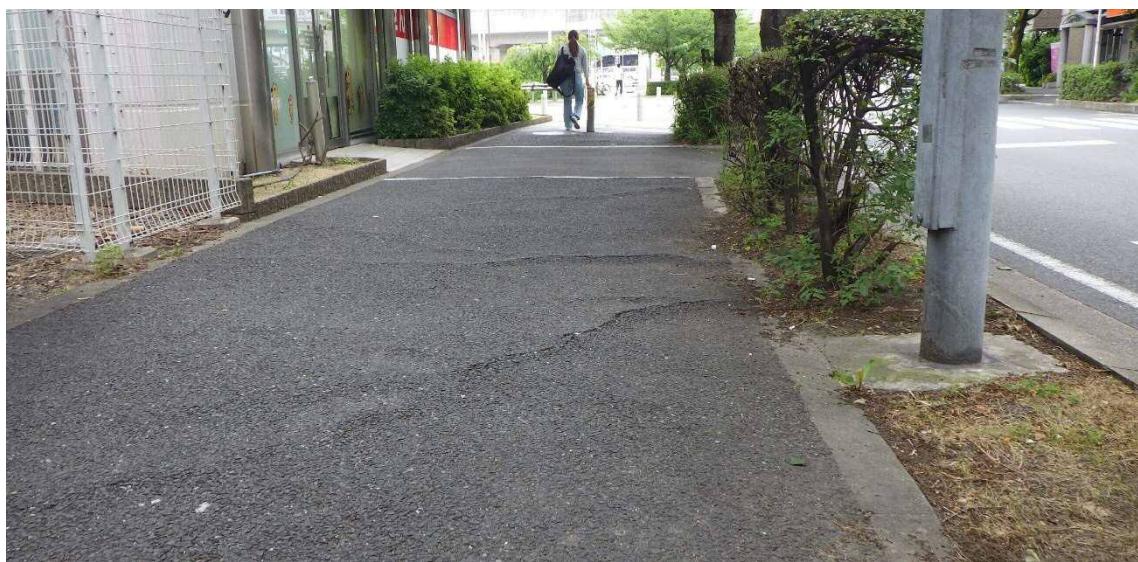
胴吹き

### (3) 根上がり

街路樹は水や空気を求めて根を伸ばしますが、周辺は道路であり、その土は堅く根が生育しにくいため、街路樹の根は地表付近を這うことがあります。それにより舗装の破損、縁石の持ち上がりや段差が生じることがあります。



縁石の持ち上がり



路面の凹凸

#### (4) 不適切な剪定（強剪定）

落葉対策のために強剪定や繰り返しの剪定を行えば、まちの景観が悪化し、特に強剪定はひこばえが発生する原因の一つとなるだけでなく、中期的には維持管理コストが増大することになります。また、不適切な位置で剪定をおこなったりすると、そこから菌が侵入し、腐朽が発生する場合があります。



不適切な箇所での剪定



強剪定された街路樹

## （5）道路構造上の課題

道路構造に対して不釣り合いな樹木があると、通行に支障をきたす場合があります。例えば、幅員が狭い歩道などに大径木があると、通行支障になるだけでなく、枝が民有地に越境することがあります。



歩道幅員が狭く、街路樹が大径木に成長しているため  
通行支障が発生している



歩道幅員が狭い路線に植樹しているため、  
適切な有効幅員が確保できていない



路側帯を完全に塞いでおり、歩行者の通行を阻害している

## (6) 他の施設との競合

街路樹が横断防止柵や照明灯といった道路施設に近接していると、それら道路施設の機能を阻害することがあります。また、公園など高木が植えられている施設と街路樹が近接していると、十分な日光が届かず、生育不良の原因となる場合があります。



街路樹が横断防止柵を取り込んでいる



街路樹が照明灯の光を遮っている



公園の樹木と近接しており、十分な日光が届かず生育不良となっている

## (7) 不適切な植栽間隔

隣接する街路樹が、枝張りの大きさである樹冠幅に比べてその間隔が狭い場合、伸長した枝葉が絡み合い十分に日光が届かず、落枝が発生しやすくなります。



大きく伸びた枝葉が絡み合う



植栽間隔が狭い

## (8) 落葉

落葉樹が紅葉したり、紅葉した葉が落葉となると道路空間の景観性を向上させ、道行く人が季節を感じることができます。その一方、落葉が道路の集水枠に堆積すると、雨水が排水されにくくなり、道路に水溜りができる原因となります。



歩道の落葉

## 4. 基本目標と基本方針

### 4. 1 基本目標

街路樹に関する課題を先送りにし、かつ、手段の統一を図らないまま場当たり的な維持管理をおこなえば、街路樹の存在意義が理解されず、街路樹が本来もつ機能を発揮できないままとなり、うるおいとやすらぎを感じる良好な道路空間の確保が困難となります。今後は、先を見据えた計画的な維持管理をおこない、将来にわたって多くの市民が愛着を感じる街路樹を確保する必要があることから、本方針の基本目標は以下のとおりとします。



## 4. 2 基本方針

基本目標を達成するため、次の基本方針に沿って街路樹の維持管理をおこないます。

### ①安全な道路空間の確保

A 街路樹の点検・調査をおこない、腐朽が進んだ街路樹を伐採します。

→次章【5. 1、5. 2】

B 倒木等を未然に防ぐため、大木化、老木化した街路樹を伐採・植替えします。

→【5. 1、5. 2】

C 必要な植栽間隔を確保するなど、適切な植樹帯を整備します。

→【5. 2】

### ②みどりが主役の良好な道路景観の確保

A 市内の主要な路線には積極的にみどりを整備し、良好な景観を確保します。

→【5. 3】

B きめ細かな維持管理をおこない、地域の魅力向上に努めます。

→【5. 3】

### ③愛される街路樹の確保

A 本方針を広く市民に周知するなど、街路樹に対する理解を深めていきます。

→【5. 4】

B 街路樹に興味を持つてもらうような取組を推進します。

→【5. 4】

## 5. 具体的な施策

基本目標を達成するため、基本方針に沿って以下のこと取り組んでいきます。

### 5. 1 点検・診断（基本方針①-A）

#### （1）樹木点検

現在の街路樹の状況を詳細に把握するため樹木点検を行います。対象とする街路樹は樹高3m以上の高木とします。市職員が現地に赴き、樹木の枝張りや苔やキノコの有無など目視で点検し、樹木点検表を作成します。また、樹木点検は5年に一回の頻度で実施します。

樹木点検台帳

路線名	0	点検者	0	点検日	1月0日	
樹木番号	0	樹種	0	幹周り(cm)	0	
歩道有効幅員(m)	0.00	植樹帯幅(m)	0.00	植栽間隔(m)	0.0	
点検項目		異常・該当あり				
維持管理問題上の 点検	通行支障					
	視認性					
	道路施設との競合					
	支柱直し・撤去					
	太枝枯れ・折れ					
	根上がり・舗装クラック					
	「○(異常あり)」の個数	0				
点検項目		異常・該当あり				
樹木の異常	キノコの有無					
	開口空洞					
	樹皮枯死・欠損・腐朽					
	病虫害(穿孔痕、フラス)					
	揺れ					
	不自然な傾斜					
	「○(異常あり)」の個数	0				
特記事項						
点検結果	<input type="checkbox"/> 概ね良好・異常なし	<input type="checkbox"/> 維持管理の処置が必要	<input type="checkbox"/> 樹木の外観診断が必要			
その他	<input type="checkbox"/> 強剪定	<input type="checkbox"/> ツリーサークル	<input type="checkbox"/> 空樹			
維持管理処置	<input type="checkbox"/> 緊急性あり	<input type="checkbox"/> 緊急性なし				
	<input type="checkbox"/> 伐採等	<input type="checkbox"/> 剪定等	<input type="checkbox"/> 枝の撤去等	<input type="checkbox"/> 根系切除等	<input type="checkbox"/> 支柱撤去等	<input type="checkbox"/> その他
写真						
全体写真			被害部			

## (2) 外觀診斷

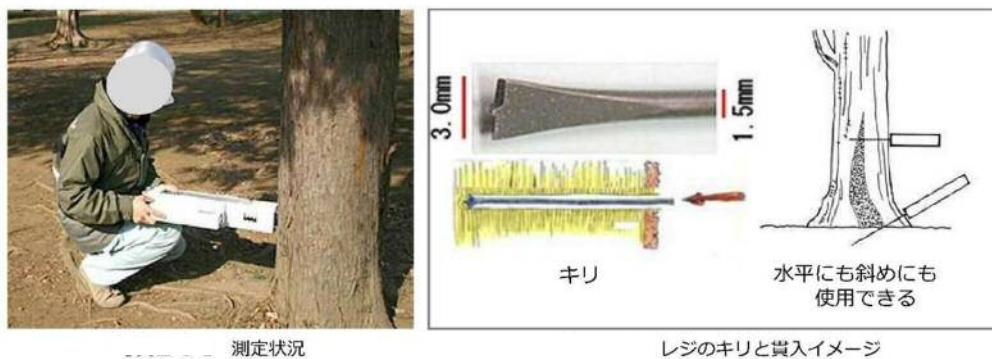
街路樹が倒木したときの影響を鑑み、樹木点検で異常が確認された樹木のうち幹周60cm以上の高木、及び60cm未満の特定の樹種について外観診断をおこないます。外観診断は高い専門知識を必要とすることから専門業者に委託し、街路樹診断カルテを作成します。

## カルテ記載例

街路樹診断カルテ

### (3) 機器診断

外観診断を実施後、必要に応じて専門業者による機器診断をおこないます。対象となる樹木は外観診断で機器診断が必要と判断された樹木で、樹木診断機器により、腐朽状態や腐朽量を測定し、診断個所の腐朽や空洞の程度を数値的に把握します。



#### \*クビアカツヤカミキリについて

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリは東大阪市内でも発生を確認しています。クビアカツヤカミキリの幼虫はサクラ、モモ、ウメなど、バラ科の幹を食べ、木を弱らせてしまう外来生物です。樹木点検にてクビアカツヤカミキリを確認した場合、その場で踏みつけ駆除したり、樹幹にネットを巻き付けるなどの対策を行います。



クビアカツヤカミキリ

## 5. 2 再整備（基本方針①-B、C）

樹木点検、外観診断及び機器診断に基づき総合判定をおこない、適宜伐採などの処置をおこないますが、街路樹が道路の付属物であることから、道路交通の妨げにならない範囲内で、街路樹としての緑化機能を十分に発揮させる必要があります。従って、伐採後は将来的に良好な育成及び樹形を維持できるよう道路構造に適した樹種へ変更するなどの再整備をおこないます。

また、診断結果にかかわらず不適切な箇所に植樹している街路樹についても安全性・視認性確保のため撤去や低木への植替えを検討します。

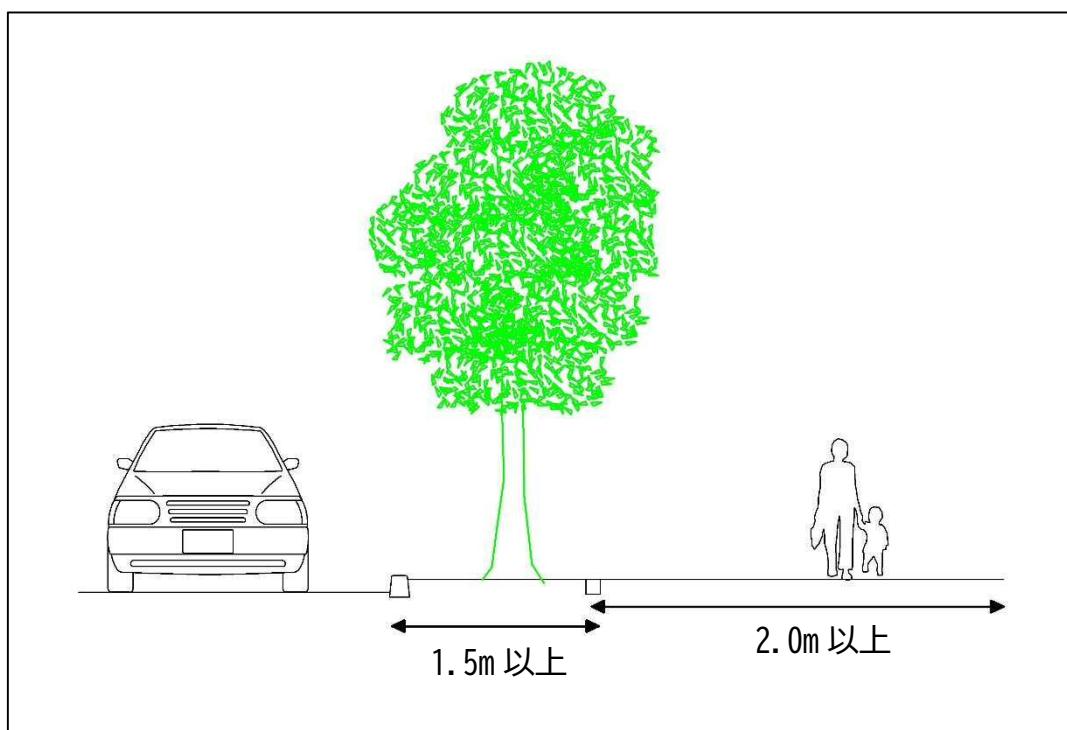
街路樹の再整備については以下の方針によりおこないます。

### （1）植栽位置

不適切な箇所に植樹している街路樹については、安全性が確保できるような整備手法を検討します。

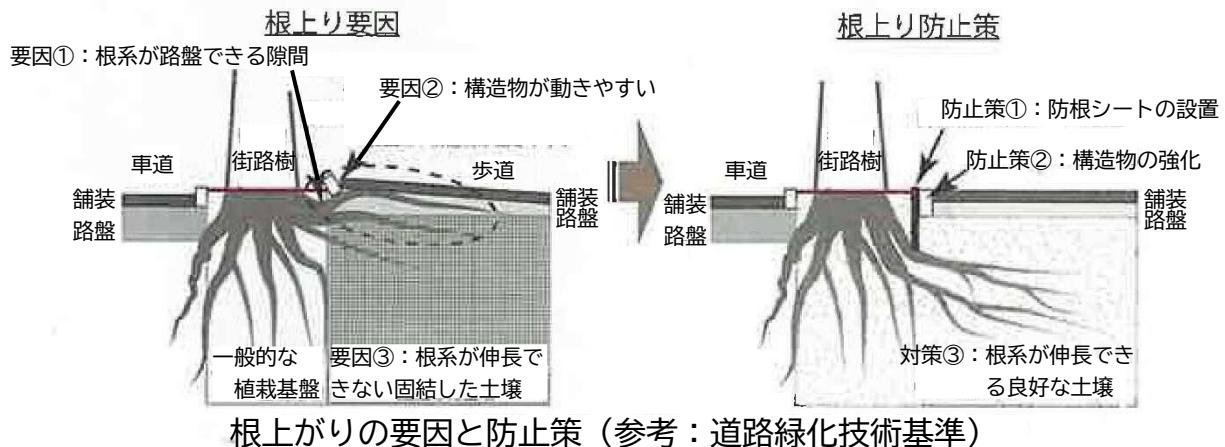
#### ○有効幅員が確保できない歩道

道路移動等円滑化整備ガイドラインでは歩道の有効幅員は 2m以上確保することとされており、その幅が確保できていない箇所については、植樹帯の撤去など歩行者の安全性が確保できるような整備手法を検討します。また、新しく道路を整備する場合には歩道の有効幅員 2m以上、かつ植樹帯幅 1.5m以上を確保することとします。



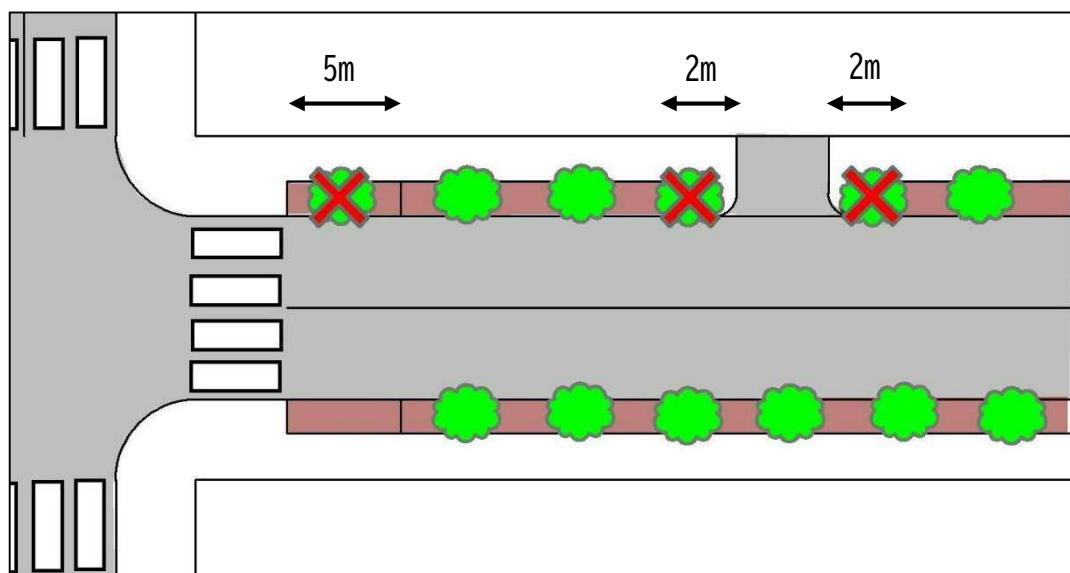
望ましい幅員構成

また、歩道幅員が狭く、十分な植樹帯の幅が確保できていない箇所については、根系が伸長できるような良好な土量が確保できず、根上がりの原因となっています。そういう箇所の植栽を再整備する場合、防根シートを設置するなど、根上がり防止策を検討します。



### ○交差点付近

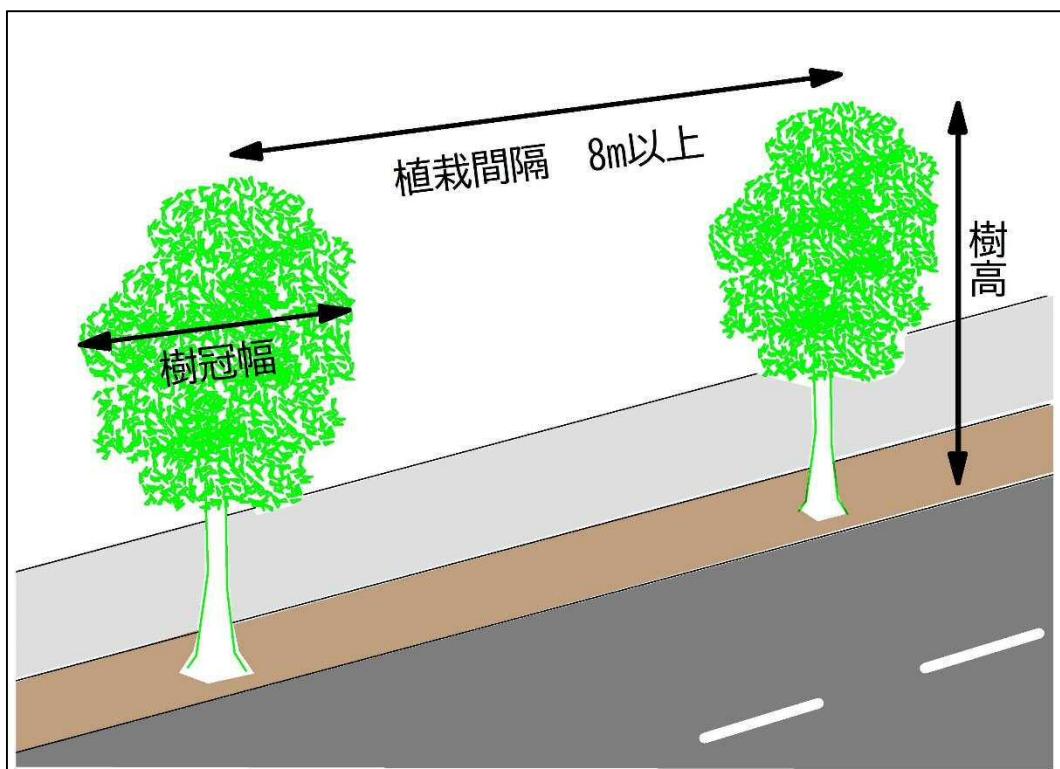
交差点には横断歩道が設置されている箇所があり、通行上の見通しを確保するため、交差点、及び横断歩道から5m以内は植栽をおこないません。また、歩道の車両乗り入れ部についても見通し確保のため2m以内は植栽をおこないません。



植栽箇所

## (2) 植栽間隔

街路樹の高木同士が近接していると枝葉が絡み合い、日光が届きにくくなるため、落枝が発生しやすくなることから隣接する樹木が触れ合わない程度を目安に、適切な植栽間隔を確保する必要があります。植栽間隔は8m以上を基本としますが、目安となる植栽間隔は樹冠幅などで算出することも可能であり、算定結果が8m以上となる場合はその値を採用します。適正な植栽間隔が確保できない路線については、樹木の間引きを検討します。



植栽間隔の考え方

○植栽間隔の計算方法

・植栽間隔 = 樹冠幅 ÷ キヤノピー率

キヤノピー率指標値 2車線の場合 0.5 (4車線以上は0.2を加算)

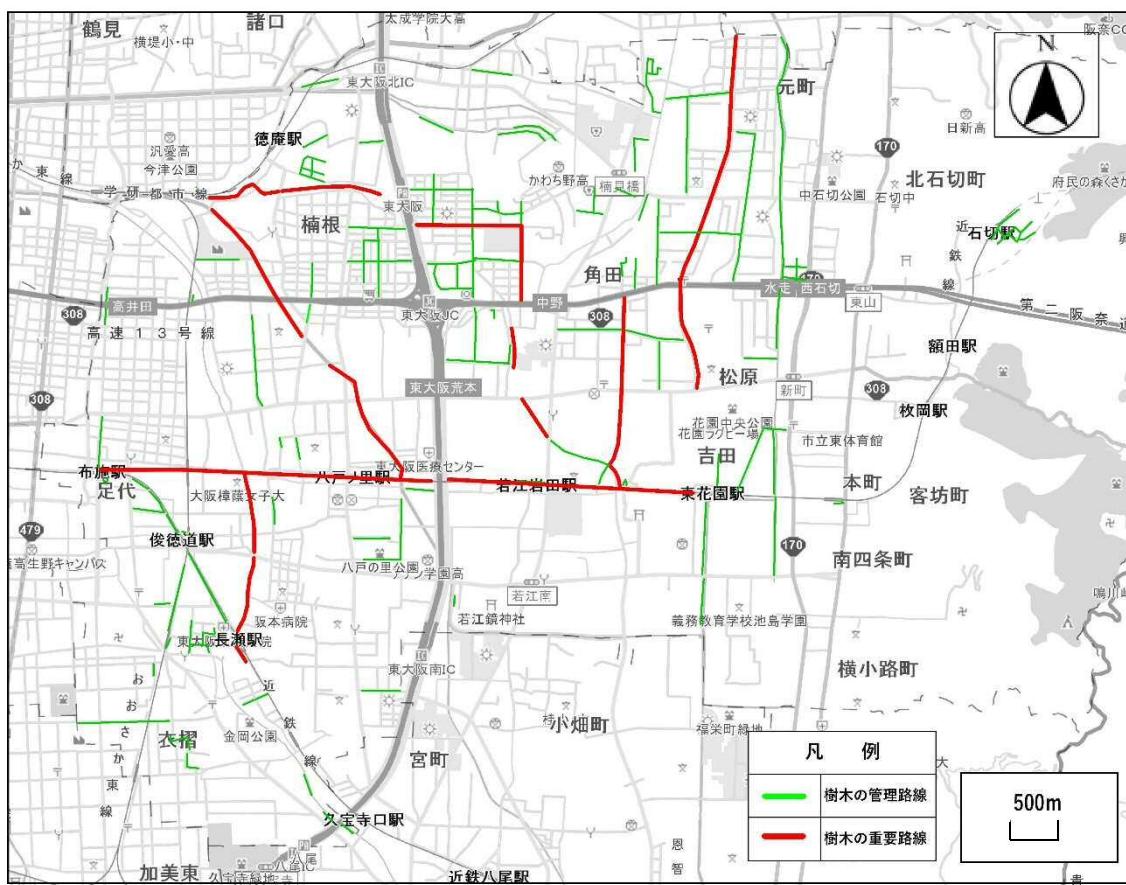
街路樹の樹高のみが定められている場合、以下の表を参考に樹冠幅を設定し、植栽間隔を算出します。

樹冠形状	円錐型	卵円形	球形	盃形	枝垂形
樹冠写真					
比率 (樹冠幅 / 樹高)	0.2~0.4	0.4~0.7	0.5~0.7	0.5~0.7	0.7

樹木の樹冠形状と代表的な樹種例（参考：道路緑化技術基準）

### 5. 3 重要路線（基本方針②-A）

みどりの基本計画で回廊軸として位置付けられている道路については、本方針において原則、重要路線と位置付け、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業などを活用し、積極的に緑や水を生かした都市空間の形成を目指し、本市を象徴するグリーンインフラとしての整備を図ります。



重要路線

## 5. 4 市民と協働の取り組み（基本方針①-A、B、C、②-B、③-A、B）

### （1）街路樹の伐採・植替えにおける地域住民への告知と連携

街路樹の点検、調査に基づき安全性確保の観点から樹木医など専門家の意見を取り入れながら、慎重に伐採するか否かを判断します。また、間引き、植替えなど街路樹の撤去を行う場合は事前に地域住民への告知を行い、対話を図っていくように努めます。

### （2）ミチボラパートナーシップ事業

本市では道路等の清掃、除草、街路樹の簡易な剪定、散水をしていただいているボランティア団体の活動支援をおこなっている、ミチボラパートナーシップ事業を実施しています。そういうた団体と協働のもと、街路樹をはじめとする道路施設のきめ細かな維持管理をおこない、より快適な道路空間を提供していきます。



ミチボラ活動状況

### （3）街路樹への意識啓発

街路樹の適切な維持管理をおこなったとしても、街路樹の存在意義について市民の理解が得られない限りは、街路樹に関する要望は多発し、健全なみどりの確保が困難となり、いたずらに維持管理費用が増大することになります。今後は市民に街路樹に興味をもっていただくような様々な施策を展開していきます。



# HIGASHIOSAKA

## 東大阪市街路樹維持管理方針

東大阪市土木部土木環境課

住所：〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL：06(4309)3218 FAX：06(4309)3836

【監修】大阪産業大学 建築・環境デザイン学部

建築・環境デザイン学科 川口将武教授

【表紙】大阪産業大学 デザイン工学部

建築・環境デザイン学科 弓場 横太

令和8年4月